

平成16年第2回瑞穂市議会定例会会議録(第3号)

平成16年6月28日(月)午後1時30分開議

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 発議第1号 介護予防対策の拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	教育次長	福野正
行政推進チーム 総括課長	松井善勝		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

8 番 堀 孝正君の発言を許します。

堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 8 番 堀 孝正でございます。

一般質問をさせていただくに当たりまして、この瑞穂市議会、そして瑞穂市に対します私の思い、所信を申し上げ、一般質問をさせていただきます。

さて、20世紀後半、1990年代、日本におけます社会経済はバブルとして崩壊し、土地神話の崩れによる土地価格の下落、世界一安全な国・日本の安全神話が崩れ、多様な犯罪の増加、そして世界一安定・安全な金融機関が崩壊し、その再編と、日本の歴史の中におきまして、幕末から明治維新、そして太平洋戦争の敗戦による廃墟の中からの立ち上がり、そしてこのたびのバブル崩壊による国家再生とまで言われております。少子・高齢化はさらに進み、政治の構造改革、経済改革、金融改革、教育改革等々の改革が求められて以来十数年、時代は21世紀に入り、既に3年半を経過し、ようやくして景気回復の兆しが見えてきたところと言われておりますが、これも一部の大企業のみで、90数%に及ぶ中小零細企業においては、まだその域ではございません。日本経済の低迷の中で、国の財政赤字は、この平成16年3月末 700兆円をはるかに超え、国と地方を合わせた財政赤字は 800数十兆円、国だけでもGDPの 1.4倍を超え、まさに財政破綻と言っても過言ではない状況下であります。

このような中におきましての、地方行政は極めて厳しく、これまでの国による護送船団方式、いわゆる画一的政策から地方のいわゆる単独航海方式、自主・自立が求められております。国から地方への分権とは名ばかりの地方分権、遅々として進まず、その中における平成の合併、そして瑞穂市の誕生、この合併にかかわりました一人として、感慨もひとしおでございます。

さて、合併を振り返ってみますと、旧本巢郡におきましては、県内どこの市町村よりも早く合併問題に取り組みました。平成8年度より郡内7ヵ町村の助役が中心となり、広域行政推進委員として調査・研究し、郡内が一つになればデメリットよりもメリットがはるかに多いとの結果が出、そして平成10年度に民間コンサルに本巢郡一つの合併、本巢郡と岐阜市、さらには本巢郡と隣町との合併等々、幾つかのパターンで民間委託調査し、その結果は平成11年7月27

日、本巢郡内議員 108名、町村長、助役、収入役、総務課長が真正町の文化ホールに一堂に会し、その報告を受けました。その結果は、やはり本巢郡一つが一番ベターであるとの結論でありました。人口10万、老人福祉、介護保険、医療福祉、療育センター、衛生処理、さらには消防等広域行政が進み、当然の結果でございました。

以来、1年と3ヵ月における各町村内での協議を重ね、最終結論は平成13年3月28日、真正町役場におきます町村会が意思決定をしたわけでございます。その結果は、相も変わらぬ北方町の優柔不断な態度により、郡内の北と南、合意のできる町村間で進めよとなったわけでございます。その北方町が大きなネックでございました。本巢郡の合併の不調は、いまだ模索をしている北方町を見ていただければ、よく御理解がいただけると思います。

さて、穂積町と巢南町の合併も一朝一夕ではございません。私は、松野穂積町長と何とか対等で、早くこの合併をお願いしたい話し合いを進めておりました。巢南町の議会におきましては、合併推進論議のプロセスの中で、進め方により感情問題が入り、穂積町との合併6人、北の4町村との合併6人、1人が保留でございました。私は、かねて穂積町を除いての合併はあり得ないと考えておりましたので、どうしても成就させたいという一念から、自分が辞すれば、自分がやめれば必ず合併は進むと考え、今、ここに座っております福野君に、穂積町の合併を条件に引退し、バトンタッチをさせていただいたところでありまして、現在の市長、そして助役、関係された議員諸氏、そして市民の皆さんの御理解と御協力に感謝を申し上げたいと思っていますところでございます。

これからの地方都市、このまちの未来に夢を描き、その夢を市民総参加で自分たちのまちは自分たちで自立させ、住みよいいふるさと瑞穂を築いていかななくてはなりません。その中にありまして、議会の果たす役割は、そして使命は、一つには市の具体的政策を最終的に決定することでございます。もう一つには、執行機関の行財政の運営や事務処理、また事業の実施がすべて適法・適正になされているかどうかを批判し監視するところでございます。そして、特にこれからの議会は、調査・研究、研さんに研さんを重ね、議会の資質の向上を図り、政策提案のできる議会が求められております。私は、過去の議会、そして行政経験を生かして、また2年8ヵ月に及びますとうとい民間人として、さらには区長、自治会長の経験を生かしまして、真の議会活動のできる、住民が見て変わったと言われる議会になるように、この瑞穂市、面積 28.18平方キロ、岐阜県で一番狭い、一番小さい、そして岐阜県で16番目、全国で700番目の市でございます。そして、人口4万8,000人強の市でございます。施策によっては、政策によっては、岐阜県一よりよい市になると確信をいたしております。執行部と議会がまさに両輪のごとく切磋琢磨して、議論に議論を重ね、市民の負託にこたえていけるような議会活動をしてまいりたいと決意を新たにいたしておりますことを申し述べ、一般質問に入らせていただきます。

まず、第1点目でございます。

瑞穂市が誕生いたしました1年1ヵ月、そして松野市政として1年が経過をいたしました。松野市長は、当選時、就任時におかれまして、この瑞穂市、小さくともきらりと光る市にしたいと、こういった所信を述べられておりますことは皆さんも記憶に新しいと思います。その小さくともきらりと光る市とはどのような市か。2年目でありますので、具体的な施策を、所信をお聞かせいただきたいと思っております。

その目指す市は福祉都市か、ならばその具体的な政策は。目指すは教育都市か、ならばその具体的な政策は。さらには環境都市ならば、その具体的な政策は。合併協議会のすり合わせ事項等々いろいろあるかと思っております。どういう項目をどういう施策で、何をアピールされるのか、わかりやすく御説明をいただきたいと思っております。これが第1点目でございます。

第2点目でございます。

まちづくりは人づくりとも言われます。人づくりでも、少子化時代における子育て支援、いわゆる児童福祉、乳幼児医療費の就学前までの通院の無料化についてお尋ねをしたいと思っております。この件につきましては、既に過去の議会、また今回におきましても小寺議員の方からも質問が出ておりますが、平成16年の通常国会、先々週閉会となりました。国会議員の年金保険料の未納問題等々で紛糾し、6月5日に年金改革案が強行可決されました。そして、その5日後の6月10日に、厚生労働省より子供の出生率が発表されました。1人の女性が生涯に産む子供の数が1.29人と発表され、前年対比0.01%また下がり、出生率の減少に歯どめがかかりません。いよいよ、2007年から日本の人口の減少に拍車がかかってまいると思っております。年金法案も、出生率が1.39までに上がる見込みで計算されております。これからの本格的な中身の議論の前から、まさに破綻状況でございます。

なぜ子供を産まないのか。今ここで議論をしても時間がございませぬ。子育てが難しい環境にあることは間違いございませぬ。保健の面一つにおきましても、私どもが育った時代、そして私どもの子供を育てた時代と現在とでは生活環境が大きく変わっております。特に乳幼児の健康問題としまして、発熱、風邪、アトピー、水ぼうそう等々、さらには先ほどの環境の変化によりまして、こういったことが日常茶飯事とまでは言いませんが、まさに多いのは現実でございます。私にも孫が6人おりますが、これも例外ではございませぬ。その幼児も小学校に入学しますと、適量の運動もいたしますので、体に抵抗力がついてまいりますので、健康面でも大きく変わってまいります。病気にもあまりかからなくなってくるわけでございます。乳幼児ではいたし方がないところでございます。

ですが、実は私がこの乳幼児の医療の問題、巢南町長時に3歳を5歳までにいたしました。そのとき一気に就学前までにしたいと考えておりましたが、実は助役が「町長、やはり一気ではなく、1年後にしたら」というような助言もございました。私は人の意見も聞くところも持っ

ておりますので、それを聞いて5歳までといたしました。今、それについて反省をいたしております。そのときにやっておけば、瑞穂市は本当に6歳までに合併でなったので、こんな質問をしなくてもいいのではないかと、こんなふうにいるところでございます。まず、この中のほとんどの議員さん、さきの選挙におきましてこの問題、相当有権者からお話があったと。ほとんどの皆さんが隣町、そういった周辺の市町村に比べても、本当にここだけと言っても過言でないくらい、県内80数%が就学前まではやっておるわけでございます、どうかひとつこの子育て支援の一環でございます、先ほど年金のお話でも申し上げましたが、この子供が将来を担うわけでございます。市長の御英断をされますようお願いして、質問をさせていただきます。

3点目といたしまして、これも児童福祉でございます。

子育て支援の一つと申します学童保育を各小学校7校に実施してはどうかについて、お尋ねをしたいと思っております。この問題に関連しまして、既に今回の議会におきまして星川議員と熊谷議員より質問がございました。

さて、日本の経済が発展いたしましたして、文化生活、ライフスタイルも大きく向上、レベルアップをいたしました。恐らく私がこれまで見聞をしてまいりました37カ国の中でも、世界の中でも、その生活水準が一番高いと言っても過言ではないと思っております。現在、日本の経済がこうして低迷していても、所得が多少下がっても、一度経験したその生活水準を下げることはなかなか容易ではございません。その世の中にありまして、母子家庭等におきましては生活も決して楽ではありません。どうしてもパートタイマーでなく、正社員、正職員として働かざるを得ません。また、男女雇用機会均等法による女性の第一線での就労も顕著でございます。どうしても定時まで働きたい、勤務をしたい方々は確実にふえておりますことは御案内のとおりでございます。このことは、まさに1999年に成立をいたしました男女共同参画社会基本法によって、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題とされておりますことから、当然と言えるであります。

このような状況下の中におきまして、学童保育の実施を要望されている家庭は多くございます。私の自治会、アパート61戸を除きました150戸の持ち家の方々の中でも7戸ほどございます。小学校におきましては、実は私、3月にある小学校へ行きました、この学童保育の問題を聞きました。やはり相当な要望があると聞きます。ちなみに、旧巢南町の現在の西保育教育センター、中保育教育センター、南保育教育センター、将来は小学校に上がるわけでございます。今、この長時間保育、延長保育がどのぐらいになっておるか。西保育教育センターにおきましては、長時間が11名、延長7時までが4名でございます。中保育教育センターにおきましては、長時間が8名、延長保育が10名でございます。また、南保育教育センターにおきましては、長時間、いわゆる5時までが25名、そして延長保育、7時までが13名でございます。これも小学校に上がれば、今も申し上げました、当然要望をされてくるわけでございます。

当然、都市化の進んでおります旧穂積町におきましては、この比ではないと思います。他の市町村におきまして、既に学童保育の実施はふえております。大垣市の合併協議会の中におきましては、合併をしたら市内全校にこの学童保育を実施することを盛り込んでおられることは、皆さんも御承知のことと思います。学校の校外に出るのではなく、学校の1教室、また体育館等を利用して、管理者は定年退職者、また臨時雇用、ボランティアの方を活用をしまして、そんなに予算をかけなくても、やる気があったら幾らでも私はできると考えております。ぜひとも子育て支援の一環として、学童保育の実施をいただきたいと思います。御答弁によりましては、児童館とか、現在いろんな話が出ております、そのことで話があるかと。そのことについてまた再度質問をさせていただきます。

それでは4点目に入ります。安全で安心のできるまちづくり。

さて、安全・安心にもいろいろございます。老後の安定した安全・安心、さらには健康に対する安全・安心、交通に対する安全・安心、まだまだ安全・安心というのはいろいろございます。その中におきまして、毎日の生活の中で、日暮らしの中で、この防犯に対する安全・安心についてお尋ねをしてみたいと思います。

初めの所信の中でも述べましたように、1995年（平成7年）オウム真理教によります地下鉄サリン事件、あの一連の事件あたりから日本が世界一安全で安心のできる国という安全神話が崩れ、いろいろな多様化した事件・事故は低年齢化し、万引きを初めとしましてストーカー、ひったくり、車上ねらい、強盗殺人、麻薬、さらには外国人犯罪と、犯罪の発生率の伸びは世界の中で今一番高くなってきていると報道がされております。この防犯、事件に対する対策は、やはり自分たちの地域は自分たちで守るという防犯に対する意識改革が必要であると考えます。

そこで、この瑞穂市、県内では一番面積の小さい市であります。28.18、その次が羽島の53でございます。その次が美濃加茂の約60か70でございます。まさに一番小さい市でございます。まず、この瑞穂市各自治会の中を明るくして、夜でも安心して歩けるようなまち、懐中電灯を持って自治会の中を歩かなくてもよいような環境にして、まさに自分たちの地域は自分たちで守る、そのことが自分たちの市は自分たちでとってくるわけでございます。防犯に対する、また自分たちのまちを愛するという意識の高揚を図ることが大切ではないかと思っております。

そこで、現在の瑞穂市の防犯灯は約2,200基と思います。これを約3倍にいたしましても、金額にすれば1億数千万でございます。一気にやらずに二、三年に分ければ、本当に変わります。これも蛍光灯とか水銀灯でなく、ナトリウム灯にいたしますと、もちろん耐用年数もございますし、光が優しく、虫が寄りません。まさに潤い、情緒がございます。市としまして、防犯灯、街路灯の増設をして、まさに岐阜県一明るくて安全・安心な瑞穂市になるのではないかと。市民が他の市に誇れる市になるのではないかと思っております。

他の市町におきましては、面積的、また効率的に考えましても、この模索をすることはでき

ません。これは市民の多くの願いでございます。これは市民が 365日潤います。これは市民が自分たちの税が最も身近な生活の中に、目に見える形で、我々の税がここに使われたということがよくわかるわけでございます。私は、数十人の方からこの提言をいただいております。どうかひとつ、この問題につきましても、何とか前向きにお考えをいただき、私、実は自治会長として、実際に自分の自治会の中を回ってみて、なぜこんな暗いまちであったのか。実際、自治会長としますと、本当に会合、いろんなことで自治会の中を夜回ります。そんなときに、なぜもっと明るくできなかつたのか。私は、町長を経験しております、大きく反省をしております。あの1億円のふるさと創生で本当に実施しておけばよかったなど、今一番後悔をしておりますところでございます。

この問題、なぜ自治会から今要望がないかと、その電気代が問題なんですね。この電気代も、仮に瑞穂市で 2,000から 6,000にしまして、1基大体月に 250円でございます。これを全部やりましても、千何百万で済むわけでございます。何とか本当に、どこにでも誇れるような安全で安心な岐阜県一のこのあれを、松野市長の市政の中でひとつお取り上げをいただきたい、こんな思いで質問をさせていただきます。よろしく前向きな御回答もいただきたいと思います。

さて5点目でございます。おくらしているIT基盤の整備についてでございます。

この瑞穂市内に4万8,000人、現在お住みになっておられる。市内には本当にいろんな優秀な人材、市民が多く在住をされておることが、私はこの2年8ヵ月、民間に戻りまして、さまざまな分野の市民の皆さんと接することができまして、またお話を伺うことができまして、感じたとおりでございます。その中におきまして、この市は山の中の村より情報通信、いわゆるITの基盤整備がおくらしていると。また、ある人は、家庭においてIT関連の仕事をやっておられる方、何人かも、家庭において会社とやったり、いろんなITの関連の仕事をやっておみえになる。そういった方が、コンピューターの立ち上げ等々に時間がかかるとか、瑞穂市は市の中でIT基盤整備が一番おくらしていると新聞にも載っていたねと、こんな話も聞いてきたところでございます。

住民にとりまして、身近な行政サービスを提供することを前提に、公共施設間を接続する光ファイバーネットワーク、これを地域イントラネットということは御承知のとおりでございます。2003年7月時点で1,800の自治体が整備をいたしております。また、2005年までに910の自治体が整備を予定している。全国の市町村の83.4%が整備を2005年までにという総務省の調査で出ておりますが、本市における整備状況、これは県3分の1、市3分の2で整備をしているわけですが、まず瑞穂市の整備状況、そして今後の推進計画につきましてお尋ねをしてみたいと思います。やはりこの市に優良企業を誘致しようとしたしましても、こういう整備がおくらておるような市では到底そういったことも無理でございます。ぜひともこの問題についてお答えをいただきたいと思います。

それでは、最後になりました6点目、ゆとりと豊かさのあるまちづくりにつきましてお尋ねをしてみたいと思います。

ゆとりと豊かさのあるまちづくりの中で、一つには便利さがございます。さらにこの瑞穂市、地の利は最高でございます。JR東海道線、南部横断ハイウエー、いわゆる国道21号線、そして国道157号、穂積巣南線、さらには岐阜巣南大野線と西部縦貫道が整備されれば、最高の地域となろうと考えております。そして、もう一つ、今求められておりますのは、物の豊かさから心の豊かさが求められておりますことは御案内のとおりでございます。日本の経済がこのような状況下でも、日本の生活水準はまだ最高のレベルでございます。これからの豊かさは、生活をしている周辺の住環境の中に求めていくべきと考えております。この瑞穂市、川はたくさんございます。山はありません。この川の自然を生かし、そして平たんな町の中に緑をふやす住環境が必要だと思います。欧米の先進国の特徴は、何といたしても緑の多い住環境づくりでございます。日本の平たん部と比較しましたら、その比ではございません。まさに、公園の中に、緑の中に町があると言っても過言ではございません。そこに憩い、そしてそこに豊かさを味わっておるわけでございます。これからの10年、20年先にこの市の中に、そのまちの中にどれだけ緑が多くあるかによって、そのまちが評価されると言うても過言でないと思っております。

そのような中におきまして、瑞穂市内全般を見てみますと、本田地区、そして下穂積地区、十九条牛牧地区の東海道線の北側には公園、広場がございません。土地神話が崩れまして、地価が下落しまして、農家もこの土地の所有者も農業経営、維持管理も厳しく、また税だけは上がり、先の資産としての楽しみもなくなり、現在どんどんと売却をされておりますのが現状でございます。それにより、合併以来、人口がもう既に1,000人ふえておることもその影響でございます。今、その土地を確保しないと、適当な場所、適当な面積が確保できません。売られてしまったら何とも、やはりその均衡化を図りましたときにその手当てをしなくてはなりません。ふれあいの場として、スポーツ振興の場として、健康づくりの場として、そして憩いの場として確保してはと思います。地域の要望でなく、市として取り組む課題だと思っております。整備には維持費のかからない、そして市民の森として、その樹木にはオーナー制、いわゆる市民にオーナーになっていただく、こういう形によって維持管理等々も安くなるわけであります。どうかひとつ、合併特例債を利用して、何とかお取り組みをいただきたいと考え、市長の御見解を承りたいと思います。

以上、6点を質問させていただきまして、終わります。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 堀議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。また、事務的に関係のある事項につきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

まず、最近の一つの社会背景というような点についていろいろとお話ございましたが、御指摘のとおりだと思います。それだけに、私どもの自治体も、今までの一つの延長線上で物事を考えていくというまちづくりのパターンというものは、改めなければならないということをごここで改めて申し上げておきたいと思います。現実の問題としまして、もちろん社会環境、それから経済環境も変わってきておりますが、それと同時に、国と地方との関係というものも大きく変化しつつあります。それだけに、結局新しいそういう関係の中で、要するに自治体としてどうあるべきかということは大きな課題だろうと、こんなふうに思います。

いろいろと御指摘ございましたが、また後で申し上げさせていただきたくしまして、特に私が思っていますのは、少子・高齢化の問題、これは非常に大きな社会問題を内蔵していると、このように考えております。国と地方との関係というものにつきましては、私は、ある程度までその関係の形が固まってきた時点で、その状況の中で、我々の自治体はどう考えていくのかということをしかりと組み立てていく必要があるのではないだろうか、こんなことを思うわけでございます。

合併の経緯についても、いろいろとお話ございました。この合併に対しての基本的な考え方の中で、私の考えておりますこととちょっと堀議員の御説明になりました経緯、それはそれぞれの首長さんの御認識ですので、それを私は否定するわけではございませんけれども、私自身としては、ちょっと違った考え方を持っておったということもお話を申し上げておいた方がいいかと思います。私自身といたしましては、考えておったことは2点でございます。

まず第1点は、なぜ合併をするのかということか一つでございます。ただ中央が指導するからとか、あるいは地方特有の関係が変わっていくからと、単純なそういう問題ではなくて、要するに先ほど申し上げましたように、大きな社会変化の中で、今までの末端自治体、町村の形で十分に機能することができるかどうかという点から考えてみた場合に、今までの形の中では機能することができない。特に、今までやってきたいろんな一連のフレームワークというものを全面的に見直すということは、その一つの形の中においては非常にしにくい。むしろ全く新しい体制の中で、すべてを見直していくべきではないだろうかという考え方が合併に対する一つの基本的な考え方でございます。

それからもう1点は、私は穂積の町長でございました。そういう意味で、失礼かもしれませんが、やはり町益というものをベースに物事を考えておるといふこと、これは私自身としては捨てるわけにはいかないということもありました。そのあたりははっきりと申し上げておいた方がいいのではないかと、このように思います。

それから、あとはいろいろと御質問の問題についてお答えをさせていただきたいと思いますが、まず最初に御質問の、瑞穂市というものをどんなまちにしたいと考えておるかというお話でございます。

私は、選挙のときにも、また最初の議会のときにも申し上げました。瑞穂市というのはわずか28平方キロ、小さなまちであると。だけれども、やはりそれでも瑞穂市だと言われるだけの、あるいは周囲からうらやましがられるようなまちにしたいと。だから、面積的に、あるいは人口規模的にも、要するに5万を切っているまちでございますから、そういう意味では小さなまちでありますけれども、やはり瑞穂市に魅力を感じていただけるようなまちにしたいというのが私の思いでありまして、その点から小さくてもきらりと光るまちというものにしていききたいということを申し上げたわけでございます。

現実の問題として、それじゃあそれはどんなことなのかという点での御指摘でございますが、私は端的なことを申し上げまして、福祉都市とか教育都市とか環境都市というふうに、一つの事項を取り上げて突出した、要するに特質を持った、わかりやすく言えばオンリーワンというんですか、そういうまちづくりというものを特に考えてはおりません。もちろんそれぞれの項目は非常に重要ではありますけれども、一つ一つについて突出しようという考え方は持っておりません。言えますことは、やはり私どもは日常生活の中でいろんな課題というか、問題点を持ってあるわけでございますので、それに対してどのように、結局自分たちが住んでいる地域で生活していくことによって解決していくことができるか、より恵まれておるかということが一番大切な要素ではないだろうか、このように思います。

そういう意味で、私はいろいろと生活をしていく中で、あるいは次世代をしょってくれる子供たちが成長をしていく中で、それに十分に対応していただくだけの生活環境といえますか、そういうものの充実したまちをつくっていききたいと思います。そのためには、今いろいろと御指摘がございました課題というようなものも一つの手法としては考えられるということは申し上げられるかと思いますが、一番端的なことを申し上げれば、やはり日常生活の中での環境の充実ということであれば、日常生活の中でハード面では便利さとか、そういうようなものも大きな一つの議論の対象になるだろうと思います。

この便利さとか、そういう問題になりますと、瑞穂市というものは、先ほど堀議員から御指摘がございましたように、JRが走っており、国道幹線の道路もある、それから周辺にもいろんな意味で生活に必要なものを調達できるだけのマーケットもある。また、十分ではないにしても、それなりに近くに働く場所もある。要するにそれぞれ我々が生活していくために必要なものは、十分ではないにしてもそれなりに整っておるかと思えます。しかし、これはどちらかといいますと、この瑞穂市の持つておる恵まれた立地条件、これがさせてくれるものであるというファクターが非常に大きいと思えます。ただ、要するにこの立地条件のファクターというものの生かし方というか、全く使い切れなければ問題はありますけれども、そのあたりの工夫はあるかと思えますけれども、これは瑞穂市の持つておる恵まれた条件だろうと、このように思います。この条件をさらに有利な体制に整えていくための整備というものは、それな

りに必要かと思いますが、私はそれよりももっと一つ大きく重視したいというのは、要するにまちに住む人々の心と心の触れ合い、温かさというものだと思っております。要するに、冷たいまち、寂しいまちであってほしくない。やはり何か知らんけれども、このまちに入ってきたらほっとするな、温かいな、まちで行き交う人同士のお互いの表情の中にも温かいな、そんなことが感じられるようなまちであるのが一番いいんじゃないかと、こんなふうに思います。

先日もホームステイでアメリカのオレゴンの学生たちが巢南地区に訪れてきてくれました。毎年来ておってくれるようですが、ことし来た子供たちが市役所を訪問してくれたときに、「瑞穂市の印象はどう」と、こう聞いたんですね。そうしたら、返ってきた言葉が「きれいだ」と「きれいなまちだ」と、こういうことですね。その「きれい」というのを、私は景色のきれいという意味には、実は正直申し上げましてとっておりません。要するに、まちの中にゴミが少ない、また変な看板もない、いろんな意味でやはりそれなりに整然とした美しいまちであるというふうにとっておりますが、そういう意味で見た場合に、やはりここに私はまちのすばらしさというものがあるだろうと思ったり、それがきらりと光るまちだろうと、こんなふうに思います。それと同時に、やはり私どもの立場としてというか、今の社会に住んでおる者の一つの責任として、次世代をしょってくれる子供たちというものをしっかりと育て上げていくというのも一つの大きな仕事ではないか、義務ではないだろうかと。また、そんな環境というものも十分に整えていくということが、やはりこのまちづくりの中で重要ではないだろうかと。思います。いろいろと御指摘のございます環境の問題だとかいろんな問題というのは、それなりに当然必要な問題でございますけれども、特にポイントを置くとすればそんな点ではないだろうかと、こんなふうに思います。

小児医療費の補助、どの年齢まで結局無料化にするかという問題についてのお尋ねでございますが、この問題につきましては、小児医療費の無料化という問題をどういう形でとらえるかということによって物の考え方というのは違ってくるかと思っております。この問題につきましては、前の御質問のときにもお答えさせていただいておりますように、私はこういう福祉的な施策というものは広域的な問題としてとらえるべきだと。もっと極端なことを申し上げれば、国家レベルで考えるべき問題ではないだろうかと、このように考えております。そして、これがどの程度の効果があるかは別にいたしまして、少子化対策という問題、あるいは子育て支援対策の決め手になるファクターだと私は思っておりません。要するに、いろんな数ある手法の中の一つだという判断をしております。基本的に少子化対策、あるいは子育て支援ということにつきましては、星川議員のお尋ねのときにも申し上げておりましたように、子供を育て得る環境というものをどういうふうに整備していくかと。これは経済的な問題だけじゃないと、こういうふうに思っております。一番ポイントになるだろうと、こんなふうに思います。

また、先ほど申し上げましたように、将来に向かって子供たちを立派に育て上げていくため

には、子供たちの居場所というものを十分に考えるということも必要ではないだろうかというふうに思うわけでございます。現実の問題としまして、先ほどの御指摘の社会変化が非常に大きいというお話の中にもございましたように、子供の育っていく一つの環境として見た場合には、家庭も核家族化ということで、うちへ帰ってみてもお父さんかお母さんのほかにいない。また、働いておられる家庭においては、うちへ帰ってお父さんもお母さんもいない。いるのは、テレビとファミコンだけだというようなことも言えるわけでございます。また、それと同時に兄弟もいない。昔は兄弟同士でいろいろとけんかをしたりなんかしながら、お兄ちゃんやお姉ちゃんにいろいろなことを教えられながら育ってきたわけですが、そういう取っ組み合って兄弟でけんかをするというような環境もない。また、外へ出てみましても、餓鬼大将を先頭にそこらじゅうの畑を荒らしたりなんかするような仲間の餓鬼大将もいない。また、それと同時に、少々いたずらをしておってもしかってくれるおじさんもいない。そのような今の社会の一つの大きな問題ではないでしょうか。

そういう意味で考えていきますと、私は子供を育てていく一番の基本というか、ベースになる核は何かということで考えますと、先ほど申し上げましたように、やはり家庭であり家族であると思います。しかし、この家庭、家族の子供を育て上げる力といいますか、環境というものは非常に大きく変化して、力が落ちてきております。これをカバーできるのは何だろうかということで考えてみますと、やはり地域のお互いの支え合い、協力のし合いではないだろうかと思えます。この前の星川議員の答弁の中で、私の自分の考え方として申し上げましたように、地域社会というものの役割は従来と違って、現在は子供たちにとってはもう一つの学校、あるいはもう一つの家庭というぐらいの判断をして地域づくりをしていく必要があるのではないだろうか、こんなふうに思います。とにかく私が一番申し上げたいことは、要するに子供をいろいろと育てていく環境を整えていくためには、大人目から、親目からの視点だけではなくて、子供の視点からもどうあるべきかということを考えていく必要があるのではないかと、こんなふうにも思うわけでございます。

これは、後のお尋ねの学童保育の問題についても言えることかと思えます。これでも現実に少子化という問題も、子育ての環境が十分ではないからだという御指摘もございますけれども、現実の問題として考えてみた場合に、必ずしもそれだけではないと思えます。東京なんかでは出生率が1を切ったというようなことが言われますけれども、むしろ社会構造の中で見た場合のパラサイトシングル問題というふうで考えなければならない。要するに、結婚を全然意識しないと。なぜだろうかということも考えてみる必要があります。しかし、またデータ的に見ましたときには、要するに共働きの家庭で子供を産む余裕がないから、育てる余裕がないから子供が少ないんだということが一般論的に言われますけれども、データ的に見てみますと、必ずしもそうではないのであります。専業主婦的な家庭におきましての子供の数というものが、だ

から多いかということになると、必ずしも多いという結果は出ておりません。そういう点から見ましても、子どもは少しこの問題についても、原因の根本はどこにあるのかというとらえ方というものを、もう一度視点を変えて見てみる必要があるのではないかというようなことも感じるわけでございます。

だから、御指摘の問題の課題につきましても、確かに重要な問題、これからの社会のことを考えていくときに対応しなければならぬ課題ではありますが、それに対する手法としては必ずしも一つだけが正解ではない。また、一つだけで、一発で決め得る施策もないということが言えるかと思えます。だから、そこの中でそれを組み合わせながらどういうふうに進めていくことが、結局この問題に対して一つの解決策となるのだろうかということは、これからの研究課題でもあるのではないかと考えております。そういう点で、私としては、非常に抽象的な物の言い方かもしれませんが、子供がすくすくと育っていける環境をつくること、またそういう環境があることによって安心して子育てができるのではないだろうか、こんなふうにも考えておる次第でございます。

以下、防犯灯の問題、あるいはITの問題につきましても、担当の方から答弁をさせていただきますが、環境の問題の中で公園の問題について少しお話がございましたので、私の思いというものをお話しさせていただきます。おっしゃるとおり、まちの中に公園が非常に少ないという御指摘もあります。その中で、私は冷静に考えてみまして、瑞穂市の中での全面積のうち、河川敷地が20%あるんです。だから、私はこの20%ある河川敷地というものを、我々の自然との触れ合い交流、あるいは憩いの場所として、いかに生かしていくかということに集中したいと、このように思います。

ですから、公園というものにつきましても、考え方はいろいろとあると思えますけれども、いろいろと御指摘のある公園の物の考え方というのは、子どもが考えていますポケットパーク的な場所が欲しいというお話ではないだろうか。大規模公園につきましても、私はそんな形で、瑞穂市としては川をフルに生かすということが大事だろうと、こんなふう考えております。現段階におきまして、今大規模な形で検討を進めておりますのは、御存じのように犀川の遊水地の区画整理事業がほぼ完成をいたしました。区画整理区域の10万坪の土地の用途というものは大体決まっております。それで、河川敷として残ります敷地が約20万坪あるわけでございます。これは川の水面もございまして、全面積20万坪が使えるわけではございませんけれども、この20万坪の河川敷地を子どものまちの誇れる一つの公園として整備していったらいいのではないだろうか、こんなことを考えながら、実は水辺の学校とか、いろんな国土交通省の持っております制度もございまして、そういうものを利用しながら工夫していきたいと、こんなことも考えておりますので、またいろんな点で御指導をお願い申し上げたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 次に、松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 堀議員さんの、防犯灯や街路灯の増設についてお答えいたします。

防犯灯の設置費及び修繕費は市が負担しておりますが、電球がえとか電気料を自治会で負担していただいております。防犯灯の設置には、設置場所により関係者の意見もあるので、自治会でよく検討されまして、自治会からの要望がありました場合につきましては、速やかに設置していきたいと考えております。防犯灯につきまして、議員御指摘のように、ナトリウム灯や蛍光灯、あるいは水銀灯等があるかと思いますが、ナトリウム灯では電気料とか電球が蛍光灯よりも非常に高くなりますので、その辺につきましては、自治会でよく検討されまして要望されるようお願いしたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私の方から、IT基盤整備、それからゆとりと豊かさのあるまちづくりについて、御答弁を申し上げたいと思います。

平成16年5月11日、麻生総務大臣が経済諮問会議でUジャパン、そのUといいますのはユビキタス、またユニバーサルともとれますけれども、Uジャパン構想が提案されまして、2010年を目標に、いつでも、どこでも、何でも、だれでもネットの利用ができる社会の実現につなげたいという発言がございました。高速通信基盤の整備については、官民を問わず現代社会の主流となってきているところでございます。地域イントラネットのみならず、複合型情報通信基盤の整備につきまして、行政が回線の設置に動くなどという市町村がございしますが、当市のスタンスといたしましては、通信基盤の整備の主体はあくまでも民間業者であり、その民間業者が参入しやすい都市基盤の整備をするのが市としての本来の姿であると考えておるところでございます。

しかしながら、市といたしましても、こうした民間業者の動向を座視することなく、通信手段の日進月歩がすさまじい中、全市光ファイバー網による有線方式がいいのか、また無線方式によります通信網がよいのか、また他の通信手段はないのかというようなことを、ここ30年、40年、50年先を見越しました通信手段としてはどんなものがあるかということ、現在、庁舎内の関係課より職員が集まりまして検討会をいたしているところでございます。また、本年度500万の調査費も予算化してございます。コンサルタント等も活用して推進してまいりたいと、かように考えております。

それから6点目のゆとりと豊かさのあるまちづくりの環境整備につきましては、25日の若園議員の答弁で申し上げました瑞穂市総合計画基本構想、基本計画の策定段階で、議員御指摘の整備も視野に入れまして策定してまいりたいと、かように考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 市長からいろいろ御答弁をいただいたところでございますけれども、子育て支援におきまして、環境づくり云々ということ、すくすくと育っていく環境づくり、市長は、私ずっと今回の皆さんの質問の御答弁も聞いておきまして、理論と申しますか哲学で、すごくうまいと申しますか、いろんな本から、またいろんな雑誌からの抜粋、引用をされて御答弁されております。本当にお答えにそつがないということでございますけれども、結局はそれが実績と申しますか、はっきり実際に、なってあらわれるような、そういうあれを、言葉だけうまくでなく、本当に実際にそれがあらわれるような施策が大事ではないか。言葉だけでなく、実際だれもが本当にこの瑞穂市は心と心の温かいまちだと言われるようには、いろんな具体的な先ほど申し上げたことを、もう既に他市町はやっておりますし、財政的という面からいきましても本当にできるわけで、環境づくりをぜひともしてやっていただきたい。本当に切なる市民の願いでございます。このことだけは、ひとつよくお心にとめていただきたいと思っております。

安全・安心なまちづくりの中で防犯灯の問題、一般的なあれでございますが、実は今、私、まず答弁もそうだろうと思ひまして、自分の町内を増設いたしております。そして、蛍光灯とかそういうものをナトリウムにかえまして、そして要するに皆なぜ増設しないのかというと、電気料の問題でしない。それがなかったらどんどん、本当にいい明るいまちにしたいと思っております。ですから、実は私の自治会におきましては、幸いこの瑞穂市になりまして排水路整備とかそういうので市の方から思わぬ補助金が、今までは自分たちでやっておりましたのがそれに対して入ってまいりました。それを電気代に充てたら相当設備が整備されますので、それでこの瑞穂市でモデル的にやってみたいなど。また、それができたら見ていただいて、これは市に広めたらいいなということをもた一遍見ていただく、こんな機会ができればと思っております。

時間もあと残り少ないわけでございますが、いずれにしましても、私ども本当に市民の負託と申しますか、ああいった、さきの選挙におきましていろんな声を聞いております。どうか市民の声だと思ってお聞きとどめをいただいて、やはり皆さんで知恵を出し合って、あかんあかんではなく本当にやっていただいたら、岐阜県一のいい、住んでよかった、もっと住みたいというまちになる、このように思いますので、今後ともいろんな意味で前向きにひとつお取り組みをいただきますようお願いを申し上げて、今回はここでとどめさせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） しばらくここで議事の都合により休憩いたします。

10分間の休憩をとりたいと思います。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時55分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

19番（西岡一成君） 議会の改選後、初めての一般質問でございますので、私はまずもって市長の政治姿勢についてただしておきたいと思えます。

これまでも、松野市長には、再三再四にわたり議案書の事前配付を求めるとともに、予算書の説明書につきましても、もっと詳細なものとするよう要求し続けてまいったところであり、しかし、今日に至ってもそれは実現をいたしておりません。とりわけ、当初予算案などは執行部が何ヵ月もかけて練り上げてきたものであり、平成16年度では予算総額が195億3,000万円にも上っております。いずれも住民の生活の隅々にかかわる予算であります、それをわずか2週間余りの会期で議決というのが実態であります。十分な勉強時間と試みてきたところで、会期の絶対期間が約2週間しかありません。しかも、その中には土曜日や日曜日、あるいは祭日も含まれているわけであり、その意味でも最低1週間前には議案書を事前配付していただくというのが、議員の事前勉強を時間的にも保障することになると思うわけですが、市長の答弁を求めるものであります。

また、予算書の説明書につきましても、平成16年度の予算概要をここに持ってきておりますけれども、わずか8ページであり、極めて大ざっぱな内容でございます。具体例の一つとして、事業名、子育て支援事業の具体的事業名と内容を見たいと思えます。無認可保育所入所補助金、事業費585万2,000円とあるだけであります。予算書の説明欄をそっくりそのまま書き移しただけであります、予算書を見ていただければわかります。これが具体的事業名と内容の説明だということですから、議会及び議員を全くばかにしていると言わざるを得ません。

具体的事業名、無認可保育所入所補助金の内容の説明というのは、無認可保育所がどこにどれだけあって、代表者はだれで、何歳児がそれぞれ何人入所しているのか、あるいは補助金の算定基準は何を根拠にしているのか。それぞれの保育所における補助額が幾らか等々を明らかにすることではないでしょうか。予算審議がより住民の立場から実質的に行われるためにも、事前に詳細な説明書を添付するというのは執行部自身の責任であり、義務であります。現在の予算概要で執行部の説明責任を果たしたと考えたり、聞かなければ説明をしないという態度は、職務怠慢そのものと言わざるを得ません。議員の質問があるかないかということと、執行部みずからが予算に対する説明責任を果たすということとを混同してはならないわけであり、それは次元の異なる問題であります。執行部にその自覚が全くないことが、むしろ異常ではないでしょうか。

今ここに北海道のニセコ町の予算説明書「平成16年度版もっと知りたいことしの仕事」とい

うのを持ってきております。インターネットで取り寄せたものでありますけれども、ニセコ町では平成7年度から住民に対して予算説明書を作成しており、平成16年度版は本編140ページ、資料編45ページ、合計で185ページにも及んでおります。以前にも一般質問で御紹介申し上げましたとおり、ニセコ町ではまちづくり基本条例というのを制定しておりますけれども、その29条は「予算編成に当たって、町長は、予算に関する説明書の内容の充実と、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない」と規定をしております。

16年度版の「はじめに」の中でも、逢坂誠二町長は「町の予算は本来、町民の皆さんのものであり、行政には毎年度の予算を皆さんにわかりやすく説明する責任があります。そこで、この冊子では、法律で定める通常の予算書では伝わらない予算の具体的な内容を、町民の皆さんにわかりやすくお知らせするために作成しました」と述べておられます。さらに、「予算説明書の作成は、町民の皆さんがいつでも町の情報を知ることができる権利が将来にわたって保障されていることを示すほんの一例です」とも述べておられます。いかがでしょうか。これが説明責任というものの具体的実践ではないでしょうか。それを踏まえるならば、松野市長も、せめて議員に対する予算の説明書ぐらいは、もっと詳細な内容が具体的にわかるものにすべきではないでしょうか。市長の見解をただすものであります。

さらに、議会選出の監査委員についてであります。

これまでも再三、事前に議会と相談するよう求めてまいりましたけれども、人事権は私にあるなどと開き直り、全く聞く耳を持たないというのが現実であります。しかし、議会代表という趣旨を踏まえれば、当然事前に議会と相談し、議会が自主的に推薦する人物を選任すべきではないでしょうか。こそくな根回しによる選任はやめるべきではありませんか。市長の答弁を求めるものであります。

結論的に申し上げますと、松野市長の政治姿勢は総じて密室的であり、議会無視、住民そっちのけの独裁政治であります。まさに「知らしむべからず、よらしむべし」という戦時中のファシズム的な支配の主張ではないでしょうか。しかし、議会は市長の翼賛機関ではありません。議会と行政とは対等・平等の関係にあるという、地方自治体の組織原則を松野市長にはしっかりとわきまえていただき、議会の存在意義及び権能を自覚された上で、議会に対していただくよう強く求めておきたいと思っております。

2点目は、パブリック・コメント手続制度についてであります。

まず、市長からこの制度の御説明をいただきたいと思っております。

また、パブリック・コメント手続制度と住民自治との関係及び政策評価制度との関係についても市長の見解をお伺いしておきたいと思っております。

第1回目の質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。パブリック・コメントの問題につきましては、いろいろと助役の方で調査をさせておりますので、そちらから説明をさせていただきます。

私の議会軽視についてということではいろいろと御指摘でございますけれども、私は議会での御審議いただくことにつきまして、いろんなことを申し上げたことは一切ございません。ですが、私どもが提案をさせていただきました議案については、逆に十分に時間をとって、いろんな形で御審議を賜ればよいと思います。ですから、先ほどのお話の中で、会期が2週間しかないとかいろんなことをおっしゃいますけど、会期の設定につきましては、私は一切関与してあるわけではなくて、要するに議会の招集期日を決めておるだけでございます。そのときのいろいろと御審議をいただきます中で、結局会期というものを設定していただいておりますので、私どもの提出しました議案の量、いろんな問題に関連しまして、会期の設定は議会でしていただければいいのではないのでしょうか。

そしてまた、いろいろと審議をされていきます過程の中でのいろんな資料要求につきましては、私は担当の方にも御要求に対しては出すようにということで指示をしておりますし、現在までの段階でお断りをしたということにつきましては、いろいろと規則とかそういうものによってお出しできないものに限定されているのではないのでしょうか。その点を考えてみますと、今のいろいろと私の議会に対する対応につきまして、御指摘のお話というのはちょっと当てはまらないような感じがするのですけれども、それぞれの見方かと思っておりますので、そういうお考えもあるのかなというふうに理解をさせていただいております。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） それでは私の方から、パブリック・コメント手続制度についてまず御説明をさせていただきます。

御質問は、パブリック・コメント手続制度と住民自治との関係及び政策評価制度との関係についてということでございます。

まず、パブリック・コメント手続制度について御説明をさせていただきます。

御承知のとおり、パブリック・コメント手続制度とは、パブリック、直訳いたしますと公衆とか大衆という意味、それからコメントというのは意見という意味であろうと思います。パブリック・コメント手続制度とは、行政が政策、制度等を決定する場合に、公衆、市でいえば市民の皆様の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定していくという仕組みのことを指しております。もともとパブリック・コメントという言葉は、アメリカの法律用語として使用されている例もございますが、それほど一般的でもございません。提出された意見自体をパブリック・コメント、要は公衆の意見というふうに行っているようであります。

それでは、外国の類似例もちょっと見てみますと、アメリカの手続法では正式な規則、制定

手続、そして利害関係人に対して聴聞を行うということでもあります。また、略式規則制定手続としては、聴聞は行わず、議会関係人から文書により意見を聞くというようなことでもあります。次に、イギリスの場合をちょっと見てみますと、政府の政策大綱は通常ホワイトペーパー、通常白書、白書と言われるものでございますけれども、それが議会に提出されますけれども、その作成前に担当行政庁が必要と判断した場合はグリーンペーパー、緑書と言われるものですが、それを作成して公表して、関連団体、有識者、一般国民等の意見を募集するというふうになっているものであります。アメリカとは異なりまして、行政庁の判断で習慣的に行われている制度であります。したがって、意見の募集方法や取り扱いも各省庁の判断にゆだねられているというものであります。

それでは、日本が導入した経緯については、どのように導入したかということですが、我が国で初めてパブリック・コメント手続制度という言葉が使用されたのは、平成9年12月の行政改革会議の最終報告の中で使われたのが初めてであります。そして、平成11年3月に規則の制定、または改廃に係る意見手続等が閣議決定されて、そのとき初めてインターネット等を活用して案を公表するとともに、国民の意見を募集することになったというのが経緯であろうというふうに思います。

簡単に言いますと、パブリック・コメント手続制度の意義と申しますか、そういうものにつきましてちょっと述べさせていただきますと、まず一つ目は、国や地方公共団体において、特定の事項について、内部の統一的なルールのもとで住民の意見を聞くということを義務づけるのがここで言うパブリック・コメントという制度であります。次に2番目としては、行政機関が作成した具体的な案を公表して、これに対して広く意見を求めるという仕組みであろうというふうに思います。三つ目としては、提出された意見、情報に対する行政機関の考え方を公表するということでもあります。皆さんに公表する、これが一番パブリック・コメント手続制度の最も大きな特徴であろうというふうに思います。要は提出された意見や情報を公表するとともに、それに対する行政機関の考え方や取り扱い、そういうものの結果を公表するというものであります。それによって、住民は自分の意見がどのように取り扱われたかということを知ることができますし、また行政の意思形成過程の透明性というものが出されてくるというものであると思います。以上がパブリック・コメント手続制度というような概要でございます。

それでは次に、パブリック・コメント手続制度の具体的な流れというものをもう少しわかりやすく、市に置きかえて説明いたしますと、まず市の基本的な政策等の策定に当たりまして、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民の皆さんに公表しようということです。そして、公表したものについて、市民の皆さんから意見を、また情報の提出を受けるといことになろうと思います。そして、市民から提出された意見等の概要に対して市が考え方を示して、それを公表するということです。そういう一連の手続をパブリック・コ

メント手続ということであります。以上まとめてみますと、このパブリック・コメント手続制度の趣旨は、こうした具体的な流れを確保することによって、行政の意思決定前に住民の意見を聞く、そしてそれらを考慮しながら最終決定していくということであろうと思います。

それでは、パブリック・コメントにつきましては以上で終わらしまして、次にコメント手続制度の活用についての見解を述べさせていただきたいと思います。

もともとパブリック・コメント手続制度というのが提案された背景には、我が国においては審議会の審議の不透明さというものに対する不信が根底にあると思います。それを代替えるものとして提案されたという側面があると思います。国では、審議会の持つ専門性、利害調整機能を尊重して、加えてパブリック・コメント制度手続というものを実施することにより、透明性、そして参加性というものを補完して、より有効なものとして位置づけていくというふうに考えているというふうに考えます。

それでは、現在の流れとして動向はどうなんだということでございますけれども、岐阜県におきましては、政策委員会というような組織をつくって住民参加型の手法の現状と課題を踏まえつつ、パブリック・コメント手続制度というものの内容を検証して、今、研究を進めているという段階であります。内容としては、国並びに他県、他市の事例を対象に研究しているものであります。現時点での私どもの見解でございますけれども、パブリック・コメント手続制度というのは、行政の意思決定過程や公正の確保、透明性の向上、幅広い知恵や情報の収集源の増大・多様化には有効な手法であると思います。しかしながら、行政機関に対して新たなコストがかかってくる。それは、人手がかかる、時間がかかるというようなことが主なものでありますけれども、それが課せられてくるということになると思います。それによって、行政活動の迅速性や効率性、有効性が損なわれるという問題も含んでいるというふうに思います。したがって、この制度を活用するには、過度に行政コストがかからないようにするための仕組みを検討していく必要があるというふうに思います。また、この制度は、地方自治体レベルではまだまだ先例の少ないことでございますし、新たな制度でもありまして、その手法についてはまだまだ模索段階であることや、導入にかかる行政コストや事実上の効果も不透明であるということから、国並びに県、他市の動向を見守っていくということが現時点では適切であろうというふうに思っております。

それから御質問の、住民自治との関係、政策評価制度との関係、ちょっと意味がよくわかりかねる部分もありますので、御説明をいただいて御答弁をいたしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 市長の答弁はいつもそうですけれども、もっともらしい答弁で質問の

趣旨を外してしまわれるんですね。私はいつもそう思っております。会期を十分議会がとればいい。形式論からするならば、議会のことだから議会でやればいいんでしょう。うまくかわしておるんですよ。実際は会期をとるためには、執行部の仕事の関係とか、自分たちの都合とか、そういうものも含めて突き合わせをされるんじゃないんでしょうか。あるいはまた、資料は要求があればいつでも出しているのに、明細の説明を拒んでいるわけじゃないと、こういう答弁でありますけれども、なぜ私がニセコ町の予算の説明書を出したのかと。そのことの意味というものが全くわかっておられないわけでありまして。要求があれば、出すとか出さないとかという問題ではなくて、執行部の住民、あるいは議員に対する説明責任をどう主体的に果たすかという、その問題なんです。そこが完全に欠落をしておる。私が言いたいのは、そういう姿勢を改めていただかなければいけないということなんです。

非常に納得のできない答弁でありますので、そのほかにも議会の軽視についての具体例をさらに挙げておきたいと思うんです。

まず、議員報酬と政務調査費についてであります。

瑞穂市の議員報酬は約4万8,000人で25万5,000円でありますけれども、住民の中には瑞穂市の議会報酬が高いというふうに思っておられる方もおられるようでありますので、この際、他の類似自治体の議員報酬と比較をしておきたいと思っております。ことし3月以前の調査ですので、その後変更されているかもしれないことをまずもってお断りしておきます。まず人口約2万5,000人の美濃市は33万6,000円、人口約3万6,000人の恵那市は35万円、人口約4万1,000人の瑞浪市は37万5,000円、人口4万7,000人の美濃加茂市は36万5,000円、瑞穂市より一足早く合併した人口約3万1,000人の山県市は33万円、これが実態であります。このように比較・検討いたしましたしてみると、瑞穂市の議員報酬は山県市よりもさらに7万5,000円も低いことがおわかりになられると思います。さらに申し上げれば、養老町の議員報酬の26万5,000円よりも低いのであります。率直に申し上げまして、私は4月の市議選で通算5回目の当選をさせていただきましたけれども、毎月の手取りは19万9,800円であり、大学院を出て数年しかたっておらず、社会のことも仕事のこともあまりよくわからない自分の息子の手取りとあまり変わらないのが実態であります。私も住民の方から、市会議員になったんだから報酬は40万ぐらいになったんでしょと聞かれたことがありますけれども、そんな実態ではございません。

一方、市長の報酬はどうでしょうか。美濃市の82万8,000円と恵那市の85万円のほぼ真ん中の84万円であります。この事実をどう考えるかであります。議会と行政は対等・平等であるという地方自治体の制度的意義を勘案するならば、最低でも市長と同様、議員報酬も美濃市と恵那市のほぼ真ん中の34万4,000円となるのではないのでしょうか。

参考までに、計算式を申し上げておきたいと思っております。まず、市長の場合であります。美濃市の82万8,000円と恵那市の85万円を足しますと167万8,000円、これの2分の1は83.9万円

であります。市長の給与は84万であります。この83.9万円という2分の1に繰り上げて1,000円足して84万円どんぴしゃにしておるんです。市長と同じ基準を議員に当てはめた場合は次のとおりであります。美濃市の33.6万円と恵那市の35万円を足して68.6万円、これの2分の1で34.3万円、しかし先ほど申し上げたとおり、市長と同様1,000円を足すと34万4,000円、こういうふうになるわけであります。

そもそも本来、議会は、各階層の代表者によって公平に構成されなければなりません。また、新旧住民の割合においても同様のことが言えるわけであります。しかし、瑞穂市議会議員の報酬が25万5,000円という現状で、果たして子育て真っ盛りで教育費に追いまくられている40代や50代の労働者が現在の賃金を捨て、さらには将来の退職金や厚生年金をあきらめ、なおかつ4年に一度住民の審判によってふるいにかえられるような不安定な生活に飛び込めるでしょうか。21世紀が地方分権の時代であり、地方議員には高度な専門的知識や政策的能力が問われるようになる、こう言われておりますけれども、そうであればこそ、少なくとも、どんなに小さい自治体の議員であっても、最低でも生活できる報酬を保障すべきであり、小さい自治体の議員だから衣食住の生活費も普通の人々の2分の1、あるいは3分の1で済ませろということになるのでしょうか。いずれにいたしましても、25万5,000円という議員報酬では、結局、自営業の方や年金生活者の方に議会構成が偏らざるを得ないのが実態ではないでしょうか。私は、自分のこととしてだけでなく、これから地方議員になろうとする優秀な若手の人たちのためにも、はっきりと小規模自治体における議員の待遇改善及びその保障について訴える責任があるというふうに思っております。地方議員が、地域の名望家による名誉職の地位に甘んじる時代ではないという認識がお互いに問われていると思います。

さて、そこで市長にお尋ねいたしますけれども、議員報酬については、先ほど私が述べております水準で再考すべきであるというふうに考えますが、いかがでしょうか。もちろん報酬だけ上げて、議員としての活動が年に数十回の議会への出席、あるいは町の各種行事への出席、あとは町内の行事に参加するというようなことだけでは話になりません。まさに議員としての調査・研究活動にも努力を傾注すべきであります。

次に、それと関連して政務調査費の問題があります。

これは地方自治法によって規定をされておりますけれども、合併特例期間中の使用を別とすれば、山口市を含む県下のすべての市で政務調査費が支給されていると聞いております。しかし、瑞穂市では政務調査費も支給をされておられません。これを提案するのは市長であり、提案をされておられません。地方分権化時代に向けて、ますます高度な専門的知識や政策的能力が問われる中で、調査・研究のための費用は民主主義のコストとして必要ではないでしょうか。当然、報告書に使用明細書や領収書等を添えて提出することを義務づけなければなりませんし、住民がチェックできるよう情報公開するなどが保障されなければならないことも言うまでもあ

りません。これについても、市長の見解を求めたいと思います。

さて、次の問題であります。平成13年12月議会で、私は、昭和工業の実質オーナーは町長だという声もある。そのような状況を踏まえるならば、昭和工業への下請け及び資材の納入は、政治倫理からしても停止すべきではないかと御質問を申し上げたことは御記憶におありかと存じますが、そのときの答弁を議事録で見てもみますと次のとおりであります。「昭和工業について、実質的なオーナーは私だという話でございますけど、その前、私がやっておりましたし、まだ息子も、社長をやらせておりますけれども、年が若いので、世間的にはそういうふうに見られるかもしれませんが、昭和工業の業務について、私は一切口を挟んでおりませんし、またどのような形で営業しておるかということも一切私としては関与しておりませんので」云々とあります。しかし、もう既にお気づきだと思いますけれども、この答弁自体が矛盾をいたしております。息子に社長をやらせる地位に自分がいることを認めているわけでありまして。まだ息子も、社長をやらせておりますけれども、こうっております。だれがやらせておるんですか。自分じゃないですか。自分はどういう立場にあるんですか。だからこそ、世間は松野幸信氏を昭和工業の実質的なオーナーだというふうに見ているのではありませんか。

さらに、同様のことは、同じこの12月議会で私の私への答弁の中で、当時の町長は「私どもの場合に、今、御指摘の事業につきましては、ほとんどがくい打ち工事でございます」私どもの場合と言ったんですよ。穂積町長が私どもの場合と言っているんですよ。さらには、「私どもとしては、本来の会社の仕事でございます」穂積町長が、私どもの仕事は本来の会社の仕事だと。どこの会社ですか。昭和工業じゃありませんか。この答弁を、客観的、具体的に一般の市民が見れば、当時の町長、今は市長でありますけれども、昭和工業と市政、町政とをまさに混同しておる。言葉はいろいろあります。私物化という言葉を使ってもいいのかもわかりません。そういうふうな事実がはっきりしているんじゃないでしょうか。

さて、ここに平成14年8月23日に岐阜地方法務局北方出張所ですと土地の登記簿があります。別府字堤内四ノ町1182番地の1の土地であります。この土地は御自分が御存じのとおりであります。松野幸信現市長の名義になっております。そして、この土地には甲区、つまり所有権以外の権利に関する事項というのがございますけれども、その順位3番目に、受付月日平成12年7月5日、原因平成11年11月15日設定、それで極度額5億3,000万円で根抵当権が設定されております。債務者は昭和工業、根抵当権者は大垣共立銀行であります。御存じのとおりであります。

さて、この事実から、2点にわたり重大な問題が出てまいります。一つは、先ほど申し上げたとおり、平成13年12月議会における私の質問に対する当時の松野町長の答弁は真っ赤なうそだということなんです。一切関知していない、一切口出ししていない。だったら、自分の土地をなぜ昭和工業のために出す必要があるんですか。平成6年8月から現松野市長が穂積町長に

就任をされておりますので、平成11年11月15日というのは外形上、昭和工業とは全く関係のない地位におられたわけであり、昭和工業の会長でも社長でもありません。穂積町長の職におられたのではありませんか。

今、申し上げましたとおり、この事実からしても、昭和工業の業務や営業に一切口を挟んでおらず、関与もしていないなどよくも答弁できたものであります。昭和工業に一切関係ないのであれば、どうして松野幸信名義の土地に昭和工業を債務者とし、極度額5億3,000万とする大垣共立銀行の根抵当権が設定されているのでしょうか。明確に答えていただきたいと思えます。全く議員の一般質問というものを愚弄するものであるばかりか、ひいては議会の権威をも否定するものと言わざるを得ません。あわせて、松野市長の謝罪を強く求めておきたいと思えます。

ちなみに、この土地はゲートボールをやっているところは固定資産税は免除になっていたようでありまして、現在はゲートボールはやられておりません。固定資産税の減免の申請書の事由は具体的にどういうものであったんですか。これについてもお聞きしておきたいと思えます。

2点目の問題であります。この問題について、現職の町長が昭和工業の利益のために自分の土地を供して、極度額5億3,000万円で大垣共立銀行に根抵当権を設定させた事実を法的にどう見るかという問題であります。公職選挙法第199条の2は、公職の候補者、または公職の候補者となろうとする者——公職にある者を含みます——は当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならない、こういう規定がございます。私は、この5億3,000万の件は、明らかに松野幸信個人が昭和工業に財産上の利益の供与をしたと、そういうことに該当をすると考えております。したがって、公選法第199条の2に該当する違法行為である。そのことに対する松野市長の明確なる見解をお聞きしておきたいと思えます。

2回目の質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まず最初に、議会の説明の内容、提出のことについてのお話でございますけれども、私は、むしろ議会の会期に入ってから、いろんな資料の御要請があれば提出させていただいて、しっかり御審議をお願いするということで申し上げていることが、逆にそれがけしからんというお話はおかしいと思うんです。なぜかと申し上げますと、要するに資料の事前配付ということを非常に強く要請されておる、あるいはいろんな問題について事前に相談をせよというお話でございますけれども、本来、西岡議員は、むしろ議会と執行部というのはお互いにそれぞれの立場で切磋琢磨し合っていかなければいけない。その間においてのなれ合いはだめだということをいつも強くおっしゃっているんですね。その辺との境をどのように認

識するかという問題ではないかと思うんですけども、私自身としてはそのあたりも十分に考えながら、この問題については対応をさせていただいておると、このように思うわけでございます。

それから議員報酬の問題につきまして、あるいは政務調査費の問題につきまして、いろいろとお話になりましたけれども、よその町がどうだからとかこうだからというお話というのは、何か知らんけれども、横並びといいますが、隣がやっているからおれの方もそれでいいじゃないかという論理で、何といいますが、これは表現が適切か不適切かどうかよくわかりませんが、要するに昔からいろいろとよく言われています「隣百姓」という言葉がありますけれども、そのような感じがするんですね。隣百姓というのは、隣のお百姓さんが田んぼを起こしたからおれも起こそうか、隣の方が種をまいたからおれも種をまこうか、田の草を取りに行ったらおれも取りに行こうかと。要するに、隣のとおり何でも全部まねをしていくというやり方を隣百姓というんだそうでございますけれども、何か周辺の町村、自治体がそういうふうだからどうだというのは、そういう意味では、一つの論拠としては極めて弱いような感じがします。むしろ、この数値が不適切であるかどうかということで議論されるべきではないかと、こんなふうに思います。

また、算式につきましては、今のお話にはもっともらしく数字が一致いたしますけれども、これは西岡さん流の結局計算式じゃないだろうかというふうに思います。私、きょう計算式のお話をずっと聞いていまして、なるほどな、そういう計算の仕方があるのかなと思って、実は感心してお伺いしておりましたんですけども、この算式というのは、決して私は自分がタッチしておるわけじゃないので中身も確認はしておりませんが、報酬審議会が報酬を決定するときに使われた算式とは全く違うものだというふうに認識をしております。

議員報酬が高いか安いという問題は、そういう意味でどう考えるかということではいろんな御意見もおありだろうと思いますけれども、逆に言うと、そのあたりにつきましては、要するに市民の皆様方の御判断というものが大切ではないだろうかと思います。なお、私の報酬についてもお触れございましたけれども、私自身としては、はっきり申し上げましてこんなにたくさんいただくということについては恐縮をしております。

それから政務調査費についてのお話でございますけれども、これについての私の考え方はどうかというお話でございますが、議会でいろんなことで調査をされる場合の議員の活動費というか、調査のために必要な経費というのは、議会費の中で当然考えていくべきではないだろうかというふうに私は思っております。ただし、各個人個人の議員さんに対して幾らお渡しするかということについては、よっぽど慎重に検討していただくことが必要ではないだろうかと思います。現実の問題として、その調査費の使い方とかいろんなことにつきまして、他地域の自治体においても問題を起こしております。それからまた、内容的に見ましても、うっかりしま

すと2次給与的な性格を持つ危険性もあります。そのあたりはやはり議会費の中で予算として、議会の運営費の中で政務調査費を組むということについて、私は異存はございませんけれども、その使い方につきましては、よっぽどしっかりしたルールというものを決定しておいていただく必要があるのではないだろうか、こんなふうに認識をいたします。

それから昭和工業の問題についていろいろ御指摘でございましたが、何と申しますか、私自身も何十年とやっておりました会社のことでございますから、そのあたりの発言につきまして、「私ども」というような表現が不適切であったかどうかということになれば、正直申し上げまして不適切な発言だったと、こういうふうに思います。しかし、これも自分でやってきた一つの経緯の中での言葉の使い方が軽率であったというふうに判断せざるを得ないと、このように思います。

それから別府の私の土地の問題についていろいろと御指摘でございましたが、この減免につきましてはゲートボール場とかそういうことではなくて、駅南の自治会がいろんな形で使いたいから、この土地を自治会で使わせてほしいというお話がありまして、自治会との間での土地利用を、自由に使っていただくということで減免のお願いをしておるわけでございます、決してゲートボール場にしたら減免したとか、そういう性格のものではございません。ですから、駅南の自治会が、この土地は町内として不必要であるというお話であれば、私どもとしてはお返しただければ、いつでもこの手続というのは取り消さなければいけないというふうに判断をしております。

それからこの土地につきまして、担保提供しておるとということにつきましての御指摘でございますが、これは先ほども堀議員の御指摘がございましたように、大きな経済情勢の中で、バブルも崩壊いたしまして、私どもが社長をやっておりましたころに、昭和工業に提供しておりました個人担保というものの評価が下がってまいりました。要するに担保切れというような問題が出てきて、前との関連において結局貸したものでございまして、そのあたりは一連の流れの中で発生したもので、改めてこの部分を追加して提供したという性格のものではございません。要するに担保切れに対応する形で問題はなくなったということでございまして、従来からの、私が経営しておりましたときからの一つの後始末と申し上げた方がいいのか、流れと申し上げた方がいいのか、どちらが適切かわかりませんが、要するにそういう関連においてあれしたものでございまして、改めて形式上は新規の発生ということでございまして、全く無関係な形での提供をしたという性格のものではございませんので、御理解をちょうだいしたいと、このように思います。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） まず、パブリック・コメントの制度につきましては、時間がありませ

るので、多くを語りません。だがしかし、なぜ私がパブリック・コメントの制度を、議案書の事前配付、予算書の説明書の問題とあわせてお聞きをしたか、そこが重大な問題なんです。たくさん説明はいたしませんけれども、結論だけ言っておきます。また、9月議会でも取り上げますが、横須賀市ではパブリック・コメントの制度を条例化いたしております、インターネットでとると、パブリック・コメントの現状だけでこれぐらい出るんです、インターネットでね。横須賀市のパブリック・コメントの手続を、住民の皆さん方に説明する、その資料を取り寄せるとこれだけ、物すごい膨大な量になる。結局条例を提案する、あるいは政策を提案するという場合に、横須賀市の場合でありますと、大体3ヵ月前にこういう条例をつくりましますよということを予告します。議員に対しては文書であり、市民に対してはインターネット、広報、さまざまな方法がとられます。これは予告です。それから条例案の素案をつかって、そしてその素案には1から12番までぐらいの膨大な説明資料を添えて、条例案と説明の資料を提供します。そして、20日以上期間をとって、住民の皆さん、あるいは議員から意見を求めます。それからまた条例案を提案します。これで大体3ヵ月かかります。

何を言いたいかということですね。何だかんだ、資料を要求されたら出すとか出さんとか、そんな次元の時代じゃないんですよ。会期をとるのは議会の問題ですとか、そんな小手先のところとかかわすような時代にはもうなっていない。まさに、町、あるいは市の主人公というのは住民自身なんです。その大前提に立って、住民の意見をよく聞く。そのためには、具体的にはこういうパブリック・コメントの手続制度が必要なんだということなんです。それと同時に、執行部の説明責任を果たすということなんです。これは地方自治体における首長、あるいは我々も含めてそうでありますけれども、まさしく21世紀の地方分権化時代に向けての我々の基本的な理念の問題なんです。そして、それをどう具体化するかという問題なんです。先ほど来の松野市長とのやり取りは、もう過去の古い次元の話なんです。そういうところで議論をやっていたって、本当の住民自治は生まれないと思うんです。そのことをしっかり踏まえていただきたいと思います。なぜ、私がパブリック・コメントの制度をお話ししたか、説明を求めたか。私も9月議会まで、さらにまた研究を深めていきたいと思います。

あと時間もありませんし、十分はできないんですけれども、議員報酬の問題、政務調査費の問題等々も答弁になっていないですね。昭和工業との関連についても、何だかんだ言われておりますけれども、客観的な事実は、極度額5億3,000万円で松野幸信、当時の穂積町長の個人所有の土地を昭和工業の利益のために差し出して、昭和工業がお金を借りておるんです、大垣共立銀行から。大垣共立銀行というのは、町の指定金融機関ですよ。5億3,000万という額自体もどういうものかという問題もあると思いますけれども、こういうふうな関係ですね。こういうふうな関係が、市民から見たときに一体どういうことなんだと。

固定資産税の問題についても、滞納しておる方は強制執行してでも回収をする。それで他方

では、自分は現実にゲートボールがやられていなくても、子ども会の廃品回収とかということで使っておられることは目撃はしておりますけれども、それだけで減免する。そうしたら、瑞穂市の市民は、自分の土地を町内会や子ども会に1週間に何回か、月に何回か貸したら全部免除していただけますか。住民からは強制執行でも取って、自分は免除をする。議員報酬も、何だかんだ言って自分は類似団体並みの84万、議員報酬は養老町より低い25万5,000円、私はそのことを言いたいんです、そのことを。最初から今まで一貫して言ってきたことは、基本的にそういう政治姿勢、そういうスタイルが問題なんだ。そのことに対する自己批判というものが全くないんです。そういうふうなことで、本当の住民の声を下から吸い上げていくというような市政を実現することはできません。唯我独尊、自分が思っていることを上から下におろしてやらせるだけだと思います。これでは動脈硬化になると思います。本当の能力が開発されないと思います。執行部でも議会でも家庭の中でも、同じ問題だと思います。

あと5分しかありませんので、先ほどの昭和工業との関係、固定資産税の問題について、改めて市長の答弁を求めておきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私は、今のお話で物の見方というのはいろいろとあるなど、こんなふうに思っています。今の、土地を町内、自治会にお貸ししておる問題について、そういう御指摘になれば、私としては逆に申し上げたい。うちとしてはそういうふうで、要するに駅南の自治会に使っていただくことによって逆に機会損失を大きく出しています。なぜかといいますと、あの場所であれば、月極めの有料駐車場で経営させていただければ、今の固定資産税の減免のお話以上の収益が上がるはずでございます。ですけれども、地元の皆さんから適当な広場がないから貸せというお話で、町内がそうおっしゃるのならどうぞということで配慮しておることが、要するに固定資産税を減免するために、もうけるためにやっているんだというように解釈されるということであれば、極めて心外であります。それをはっきりとまず申し上げておきます。

それから借入れの問題につきましては、大垣共立銀行が穂積町、今の瑞穂市の指定金であることは百も承知しております。しかし、私が町長になる前から、昭和工業はメインバンクとして共立銀行とのお取引を願ってきておるわけございまして、私が町長になったから共立銀行との取引が始まったという性格のものではありませんので、その辺の因果関係というものはひとつ御理解を賜っておきたいと、誤解のないようにしていただきたいと、このように思います。

議長（土屋勝義君） これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時55分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第2、発議第1号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男です。

お手元に配付されております発議第1号介護予防対策の拡充を求める意見書の趣旨説明を行います。

日本は、今、超高齢社会への道を歩みつつあります。高齢者の急増を大変やっかいなことと考える向きが多いのですが、私は目指すべき社会を元気な高齢者が多い社会、健康寿命をより延ばす社会という高齢者生き生き社会にしたいと考えます。そのために、高齢社会を支える大きな柱の一つである介護保険制度について、介護予防に力点を置くという視点が極めて重要になると考えます。

事実、ここ数年、要支援、要介護度1といった軽度の要介護者の認定数が急増しています。また、こうした軽度の要介護者の重度化が進んでおります。特に軽度の要介護者の重度化は、本来介護サービスは高齢者の生活機能、身体機能の維持・改善が目的であるにもかかわらず、結果として身体機能の改善に結びついていないことが大きな要因と言われております。いまこそ要介護者の増加や悪化を防ぐため、介護予防の充実を図らなければなりません。

一方、介護予防と関連して、疾病予防、健康増進という視点からの取り組みも重要です。中でも、生活習慣病は近年増加の一途をたどっており、それが脳卒中などを惹起し、要介護状態発生の起因ともなっています。さらに、女性の生涯を通じた健康増進を図ることも不可欠です。

こうした観点から、私は介護予防、疾病予防、健康増進を一体的なものにとらえ、意見書を提出したいと考えたところ、各常任委員長の桜木ゆう子議員、藤橋礼治議員、棚瀬悦宏議員、小川勝範議員の賛成を得ましたので、会議規則第13条の規定により、この介護予防対策の拡充を求める意見書を提出しました。なお、この意見書が可決されましたら、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出していただきたいと思っております。

以上、趣旨説明をさせていただきましたが、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号介護予防対策の拡充を求める意見書を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

---

#### 閉会の宣告

議長（土屋勝義君） 会議を閉じます。

平成16年第2回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後4時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年 6月28日

瑞穂市議会 議長 土屋勝義

議員 浅野楔雄

議員 堀孝正